

障発0202第3号
社援発0202第6号
平成29年2月2日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について

福祉サービス第三者評価事業については、平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（以下「第三者評価指針改正通知」という。）により、平成16年5月7日付け雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下「第三者評価指針通知」という。）が全部改正され、施設及び事業所が主体的かつ継続的に質の向上に取り組めるよう、共通評価基準ガイドラインを見直すとともに、同ガイドラインの趣旨・目的及び評価内容の理解が促進されるよう、判断基準ガイドラインの見直し等がなされたところである。

一方、障害福祉サービス事業所等における第三者評価事業については、平成17年3月29日付け雇児福発第0329001号、社援基発第0329001号、障障発第0329001号「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（以下「平成17年通知」という。）により実施しているところであるが、第三者評価指針通知が全部改正されたことを受けて、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）に設けられた「福祉サービス

の質の向上推進委員会」で見直しに向けた検討が行われ、同委員会での報告を踏まえ、障害福祉サービス事業所等における第三者評価事業についても新たに本通知を発出することとなった。

各都道府県においては、第三者評価指針改正通知のほか、下記に留意いただき、都道府県推進組織、貴管内市町村及び所管法人等の関係者に周知の上、適切な実施にご配慮願いたい。

また、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

なお、本通知の発出に伴い、平成 17 年通知は廃止する。

記

1. 改正の背景

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 78 条第 1 項において、「福祉サービスの質の向上のための措置等」として、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と定められており、これに基づき、社会福祉事業の共通の制度として「福祉サービス第三者評価事業」が行われている。

この第三者評価事業は、社会福祉事業の事業者が任意で受ける仕組みであるが、障害福祉サービス等の質の向上を図り、安心して障害者・児を支援することができる環境を整備する必要がある。

また、障害者総合支援法の一部改正法及び児童福祉法の一部改正法（平成 28 年 5 月 25 日成立）では、障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応とともに、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」に係る措置などが盛り込まれている。

2. 改正の概要

今般、第三者評価指針改正通知において、共通評価基準については、項目の統合や配置、文言の変更等を行い、45 項目に改定しているが、障害福祉サービス事業所等での評価が円滑に実施されるようにするため、本来の趣旨が変わらぬよう配慮しつつ、別紙のとおり、「言葉の置き換え」や「内容の加筆・削除」、「障害者・児福祉サービス事業所等独自の内容の付加」を行い、共通評価基準及び判断基準並びに評価の着眼点、評価基準の考え方及び評価の留意点についての解説版を作成した。

また、共通評価基準の改定に合わせて、内容評価基準についても項目の整理を行い、判断基準等の内容の見直しを行い、改定した。

言葉の置き換え等を行った共通評価基準ガイドライン及び共通評価基準ガイドラ

インにおける各項目の判断基準に関するガイドラインを別添1－1及び別添1－2のとおり、また、改定後の内容評価基準ガイドライン及び内容評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインを別添2－1及び別添2－2のとおりとする。

障害福祉サービス事業所等における第三者評価共通評価基準の解説版について

※ 障害福祉サービス事業所等での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、以下のように「1. 共通評価基準の改定」、「2. 用語の読み替え」、「3. 障害者・児支援の内容を踏まえた「評価基準の考え方と評価の留意点」の記載の追加等」、障害福祉サービス事業所等の独自の内容の付加を行っている。

1. 共通評価基準の改定【45項目】

(1)「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」の全部改正(H26.4月)

○厚生労働省より、平成26年4月1日に「『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」が通知され、①共通評価基準ガイドライン及び判断基準ガイドライン、②公表ガイドラインが改定された。

(2)共通評価基準ガイドライン改定の考え方

①質の向上に向けた組織づくりの促進

- ・福祉施設・事業所は、継続的な福祉サービスの質の維持・向上のための主体的・組織的な取組と福祉ニーズの多様化・深化に対応する利用者本位の福祉サービスの提供の具現化が必要とされている。
- ・そのため、第三者評価の受審が、福祉サービスの質の向上に向けた組織・体制づくり、福祉サービス提供の標準化と個別的な支援等の促進に効果的に活用できるよう、共通評価基準ガイドライン等を見直した。

②福祉施設・事業所に求められる福祉サービスの質に関する改定

- ・共通評価基準に、福祉施設・事業所の現状等を鑑みて、関係する項目の統合を行うとともに、福祉サービスの質の向上のために必要となる項目を追加した。また、「評価基準の考え方と評価の留意点」の記載内容等を全面的に見直した。

(3)障害者・児福祉サービス版共通評価基準ガイドラインの改定

○共通評価基準は、各福祉施設・事業所の種別に関わりなく共通的に取組む事項に関し評価する基準であり、平成26年4月の共通評価基準ガイドラインの全部改正(共通評価基準:45項目)のもとに改定した。

○障害者・児の福祉施設・事業所での評価が円滑に実施できるよう、障害者・児支援の内容等を踏まえ、共通評価基準ガイドライン本来の趣旨が変わらぬように配慮し、用語の読み替え及び、障害者・児支援の内容を踏まえ解説の追加等を行った。

2. 用語の読み替え

共通評価基準	障害者・児版
福祉サービス実施計画 個別の福祉サービス実施計画 個別的な福祉サービス実施計画	個別支援計画
福祉サービス実施計画策定の責任者	サービス管理責任者等

※ 個別支援計画(施設障害福祉サービス計画、居宅介護計画、療養介護計画、生活介護計画、就労継続支援計画、児童発達支援計画、入所支援計画等)

3. 障害者・児支援の内容を踏まえた「評価基準の考え方と評価の留意点」の記載の追加等

* 基準内の番号と箇所を示したあとに加筆・削除を行った部分のみを示す。

* アンダーラインは用語の置き換え・加筆部分、消し線は削除部分となる。

【主な追加事項等】

評価細目	箇所／追加事項等
4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	(3)評価の留意点 (障害者・児版:共通) ○公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
20 II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	(3)評価の留意点 (障害者・児版:共通) ○実習生等の研修・育成に関わる実績がない場合には、受入体制の整備やプログラムの準備状況、指導者に対する研修の実施状況等をもって評価します。 (障害者・児版:訪問支援) ○実習生等の受入を行っていない場合は、「非該当」とすることができます。
23 II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	(2)趣旨・解説 (障害者・児版:障害児支援) ○障害児が地域の人々と交流をもつことは、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てるために大切なプロセスです。 ○障害児支援においては、子どもの社会体験や地域の中での子育ての視点から、子どもが地域活動に参加できるよう支援することが求められます。 (3)評価の留意点 (障害者・児版:共通) ○当該福祉施設・事業所での取組のほか、地域の関係組織や相談支援事業所をはじめ関連する障害福祉サービスや支援の活用と連携等を含め評価します。

	<p>(障害者・児版：訪問支援)</p> <p>○着眼点「活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。」について、利用者が理解しやすいように配慮した資料や情報の提供方法により実施されている事項をもとに評価します。</p> <p>○着眼点「福祉施設・事業所や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。」は適用しません。</p>
<p>24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>(3)評価の留意点 (障害者・児版：共通)</p> <p>○ボランティアの受入等の実績がない場合には、受入体制の整備やマニュアルの準備状況、学校教育への協力等をもって評価します。</p> <p>(障害者・児版：訪問支援)</p> <p>○ボランティアの受入等を行っていない場合は、「非該当」とすることができます。</p>
<p>25 II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>(2)趣旨・解説</p> <p>○ここで言う「必要な社会資源」とは、利用者へのサービスの質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、相談支援事業所、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の事業所やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。</p> <p>(3)評価の留意点 (障害者・児版：障害児支援)</p> <p>○発達支援における学校等、地域の関係機関との連携については、A-3-(1)-①においても評価します。</p>
<p>26 II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>(3)評価の留意点 (障害者・児版：共通)</p> <p>○当該福祉施設・事業所での取組のほか、地域の関係組織や相談支援事業所をはじめ関連する障害福祉サービスや支援の活用と連携等を含め評価します。</p> <p>(障害者・児版：通所支援、就労支援、共同生活支援)</p> <p>○着眼点「福祉施設・事業所のスペースを活用して地域住民との交流を意図した取組を行っている。」は、福祉施設・事業所の設備の状況等により、適用しないことがあります。</p> <p>(障害者・児版：訪問支援)</p> <p>○着眼点「福祉施設・事業所のスペースを活用して地域住民との交流を意図した取組を行っている。」は適用しません。</p>

	<p>○着眼点「災害時の地域における役割等について確認がなされている。」については、相談支援事業所等との連携を含め、利用者の安否確認等の手順や方法が明確にされているか確認します。</p>
<p>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>(2)趣旨・解説 (障害者・児版：共通)</p> <p>○障害者権利条約や障害者基本法の理念等を踏まえ、共生社会の実現や障害者・児の自立及び社会参加の支援等に資する事業・活動をそれぞれの地域において進めることも重要です。</p> <p>(3)評価の留意点 (障害者・児版：共通)</p> <p>○当該福祉施設・事業所での取組のほか、地域の関係組織や相談支援事業所をはじめ関連する障害福祉サービスや支援の活用と連携等を含め評価します。</p> <p>(障害者・児版：訪問支援、通所支援、共同生活支援)</p> <p>○着眼点「民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。」及び「地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。」は、福祉施設・事業所の状況等により、適用しないことができます。</p>
<p>29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。</p>	<p>(3)評価の留意点 (障害者・児版：共通)</p> <p>○利用者の権利侵害の防止等に関する具体的な取組については、A-1-(2)-①において評価します。</p>
<p>30 III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>(3)評価の留意点 (障害者・児版：訪問支援)</p> <p>○着眼点「見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。」については、適用しません。</p>
<p>32 III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>(3)評価の留意点 (障害者・児版：訪問支援、通所支援、共同生活支援、就労支援)</p> <p>○着眼点「他の福祉施設・事業所や地域・家庭への移行にあたり、福祉サービスの継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。」については、福祉施設・事業所の変更等にあたっての取組を中心に評価します。</p> <p>○着眼点「福祉サービスの利用が終了した後も、組織として利用者や家族等が相談できるように担当者や窓口を設置している。」については、地域の関係組織や相談支援事業所をはじめ関連する障害福祉サービスや支援の活用と連携等を含め評価します。</p>

<p>33 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上 を目的とする仕組 みを整備し、取組 を行っている。</p>	<p>(2)趣旨・解説 (障害者・児版：共通)</p> <p>○意思疎通が困難な利用者については、コミュニケーション支援等を適切に行いながら、取組を行います。</p> <p>○満足については、支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該福祉施設・事業所において支援の基本方針や利用者の状況等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p> <p>○一人ひとりの利用者にとっての満足は、本来は利用者本人が判断することですが、家族等がどのように受け止めているかという視点から把握・評価することも、支援の質の向上に向けた重要なプロセスです。</p> <p>(3)評価の留意点 (障害者・児版：共通)</p> <p>○利用者の満足の把握については、書面による調査や面談だけでなく、日常的な支援において把握する取組等を含めて評価します。</p> <p>(障害者・児版：訪問支援、通所支援、共同生活支援)</p> <p>○着眼点「職員等が、利用者満足を把握する目的で、利用者会や家族会等に出席している。」は、福祉施設・事業所の状況等により、適用しないことができます。</p> <p>(障害者・児版：訪問支援)</p> <p>○着眼点「利用者への個別の相談面接や聴取、利用者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。」については、サービス管理責任者等による取組を含め、「利用者への個別の相談面接や聴取」の実施状況をもとに評価します。</p>
<p>34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組 みが確立しており、 周知・機能している。</p>	<p>(3)評価の留意点 (障害者・児版：訪問支援)</p> <p>○着眼点「苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。」については、利用者等への資料の配布及び説明に関する取組をもとに評価します。</p>
<p>35 Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意 見を述べやすい環 境を整備し、利用 者等に周知してい る。</p>	<p>(3)評価の留意点 (障害者・児版：訪問支援、通所支援、共同生活支援)</p> <p>○着眼点「利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。」については、当該福祉施設・事業所での取組のほか、地域の関係組織や相談支援事業所をはじめ関連する障害福祉サービスや支援の活用と連携等を含め評価します。</p>

	<p>(障害者・児版：訪問支援)</p> <p>○着眼点「利用者や家族等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。」については、利用者等への資料の配布及び説明に関する取組をもとに評価します。</p> <p>○着眼点「相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。」については、適用しません。</p> <p>(障害者・児版：共通)</p> <p>○支援としての相談(意思決定支援)に関する具体的な取組については、A-2-(1)-③において評価します。</p>
<p>38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>(2)趣旨・解説</p> <p>(障害者・児版：共通)</p> <p>○職員が感染症の媒体になる可能性があることと事業継続の観点から、職員及び職員の家族が感染症にかかった場合の対応を含め、感染症対策を講じる必要があります。</p> <p>(障害者・児版：訪問支援、通所支援、就労支援)</p> <p>○感染症の対応は、予防及び発症時に感染を広げないための対策について、利用者や家族への周知も重要となります。感染症発症時の利用者や家族への周知については、利用者のプライバシーに配慮することが必要です。</p>
<p>42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画個別支援計画を適切に策定している。</p>	<p>【判断基準】</p> <p>a)利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画(個別支援計画)を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。</p> <p>b)利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画(個別支援計画)を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。</p> <p>c)利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画(個別支援計画)を策定するための体制が確立していない。</p> <p>(2)趣旨・解説</p> <p>(障害者・児版：共通)</p> <p>○障害者・児支援においては、施設障害福祉サービス計画、居宅介護計画、療養介護計画、生活介護計画、就労継続支援計画、児童発達支援計画、入所支援計画等の「個別支援計画」がこれにあたります。</p> <p>(障害者・児版：共通)</p> <p>○個別支援計画については、相談支援事業者が作成するサービス等利用計画(障害児支援利用計画)の内容を踏まえ作成することが必要です。</p>

	<p>(3)評価の留意点</p> <p>○利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画(個別支援計画)の策定が、法令上求められておられる福祉施設・事業所については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、利用者の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく福祉サービスの提供がなされているか、福祉サービスの質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。</p> <p>○利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画(個別支援計画)が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。福祉サービス実施計画の策定が法令上求められる福祉施設・事業所については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。</p>
<p>43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に個別支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>【判断基準】</p> <p>a)福祉サービス実施計画(個別支援計画)について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。</p> <p>b)福祉サービス実施計画(個別支援計画)について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。</p> <p>c)福祉サービス実施計画(個別支援計画)について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。</p> <p>(1)目的</p> <p>○本評価基準は、個別支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているか評価します。</p> <p>(2)趣旨・解説</p> <p>○福祉サービス実施計画(個別支援計画)の評価・見直しに関する組織として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。</p> <p>(3)評価の留意点</p> <p>○福祉サービス実施計画(個別支援計画)の定期的な評価・見直しは、法令上求められておられる福祉施設・事業所については、取り組みがなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。</p>
<p>44 Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>【判断基準】</p> <p>a)利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画(個別支援計画)の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。</p> <p>b)利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画(個別支援計画)の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。</p>

c)利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画(個別支援計画)の実施状況が記録されていない。

(1)目的

○本評価基準は、利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画(個別支援計画)の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

<参考>

平成17年度ガイドライン

- 障害者・児版共通評価基準ガイドライン
- 障害者・児版内容評価基準ガイドライン



←「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正

(平成26年4月1日)

- ・ 共通評価基準ガイドライン改正 (45項目)
: 福祉サービスの種別にかかわらず共通的に取り組む項目
- ・ 公表ガイドライン改正

平成28年度ガイドライン ※以下の下線分について、今回改正する。

○ 共通評価基準ガイドライン (45項目) への主な追加事項等【別紙】

: 共通評価基準ガイドライン (H26年: 45項目) について、障害者・児福祉サービスの特性等を踏まえた主な追加事項等の一覧

◎ 障害者・児福祉サービス版共通評価基準ガイドライン (解説版)

: 共通評価基準ガイドライン (H26年: 45項目) に障害者・児福祉サービスの特性等を踏まえた主な追加事項等を反映した解説版。

・ 共通評価基準ガイドライン (改正後の評価項目等の一覧) 【別添1-1】

・ 共通評価基準の判断基準等ガイドライン (改正全文) 【別添1-2】

: 各評価項目等の判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点に主な追加事項等を反映した解説版 (全文)。

◎ 障害者・児福祉サービス版内容評価基準ガイドライン

: 障害者・児福祉サービスの特性等を踏まえた支援内容に関する評価項目等 (共通評価基準への付加項目)

・ 内容評価基準ガイドライン (改正後の評価項目等の一覧) 【別添2-1】

・ 内容評価基準の判断基準等ガイドライン (改正全文) 【別添2-2】

: 各評価項目等の判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点を記載した全文